

## 平成30年度 教育課程について(届)

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

### 1 教育目標

#### (1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤とし、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、学力・体力の向上と特別支援教育の充実を図り、すべての児童が心身共に健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願い、これからの社会の変化に主体的に対応し、創造的に生きていく力を育むことを目指す。

○自分で考え 行動する子 ←思考力・判断力・表現力等の育成(国語科等を中心にして正確に理解し適切に表現する力・課題追究力・数学的に考える力・問題を科学的に解決する力・コミュニケーション能力)

◎心豊かで 思いやりのある子 ←学びに向かう力・人間性等の育成(グローバル社会で主体的に生きる力・豊かで自立した生活をする力・生活をより良くしようと工夫する力・より良く生きるための基盤となる道徳性・音楽等と豊かに関わる力)

○体をきたえ 元気な子(健康な心と体) ←知識・技能の向上(生きて働く知識や技能、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する力)

#### (2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善に向けて以下の方針で教育活動に取り組む。

##### ア 思考力・判断力・表現力等を育むために

・各教科領域等における見方・考え方を働かせた、言語活動、課題追究・解決活動、数学的活動、観察・実験、体験活動、表現・鑑賞活動等の充実を図る。

##### イ 学びに向かう力・人間性等を育むために

・自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習の充実を図る。

・立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする市民の育成を目指し、「立川市民科」の活動の充実を図る。

・オリンピック・パラリンピック教育を推進し、国際理解教育の充実を図る。

・「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の趣旨にのっとり、特別支援教育の改善を図ると共に、「共に生き共に育ち合う」態度を育てる。

## ウ 知識・技能を身に付けるために

- ・基礎的・基本的な知識・理解を図るため、習熟の程度に応じた学習形式を工夫したり、ICT機器を活用した学習指導を取り入れたりする。
- ・「一小授業展開スタンダード」の徹底による授業改善を図る。
- ・家庭学習と一体となった授業展開を工夫し、学習習慣の定着を図る。

## エ カリキュラム・マネジメント

- ・全教職員の協働により、「これからの時代に求められる資質・能力」を総合的に育成し、発揮する活動としての「卒業論文発表会」を頂点とする、全学年・全教科領域等を統合した全体カリキュラムを作成する。
- ・「児童がどのような力を身に付けるか」「どのように学び、深め、広げていくか」を明確にしたPDCAサイクルを活用し組織的に教育活動を行う。その中で教員の働き方改革の意識を高め、効果的・効率的に教育活動を推進し、さらなる改善を図る。

## オ ネットワーク型学校経営

- ・授業や学校行事などの積極的な公開を進めると共に、保護者による学校支援ボランティア「ハートフルボランティア」の拡充を図り、学校教育活動への理解を深める。
- ・学校ホームページや学校だよりなどを充実させ、きめ細やかな情報発信に努める。
- ・大学、研究機関、産業界等関係諸団体との連携を広げ、市民力を生かした教育活動の充実を図る。
- ・近隣教育機関との児童の交流活動、教職員の合同研修会などを通して、幼保小中連携教育の充実を図る。
- ・関係諸機関と連携し、不登校解消、いじめ対応等のためのサポート会議・ケース会議の充実を図る。

## カ 地域学校共働本部

- ・学校支援地域本部の活動を発展させ、学校支援コーディネーターを中心とした地域における学校支援組織を活用しながら、児童の学力向上、学校環境の整備、地域の伝統芸能活動等の伝承、市民と児童とのふれあいの充実などを図る。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科、特別の教科 道徳(道徳)、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

#### ア 各教科

- ・全国学力・学習状況調査や児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果分析を基に、授業改善推進プランを作成し、PDCA サイクルによってさらなる改善を図る。
- ・年間指導計画に基づき、ねらいや具体的な指導内容を明確にした週ごとの指導計画を作成し、(改訂版)立川スタンダード20を基に作成した「一小授業展開スタンダード」による授業を実施する。
- ・正しい姿勢や鉛筆の持ち方、指名時の返事や発言の仕方などを全学級で徹底すると共に、言語環境を整え、各教科における言語活動を充実させる。
- ・スキルタイムの活用や、東京ベーシック・ドリルによる補習的な学習により、個に応じた指導を充実させ、基礎的基本的な内容の定着を図る。
- ・算数科習熟度別少人数指導では、課題別や習熟度別の集団編成を行うと共に、多様な指導方法や指導形態を工夫する。
- ・児童が各自の学習課題に応じた学習コースを選択したり、自ら学習コースを考えたりできる授業展開を行う。
- ・各家庭と連携し、家庭学習推進リーフレットを基にした計画的な家庭学習を促し、学習習慣を身に付けることができるようにする。
- ・放課後を利用した個別学習の時間を設け、外部指導員やボランティア等を活用しながら、学習内容の理解や定着が遅れている児童に対して補充的な学習指導を行う。
- ・問題解決型学習やICTを積極的に取り入れ、「勉強っておもしろい！」を体感させることを通して、学習意欲の向上をはじめ、思考力・判断力・表現力等の育成を図る。
- ・児童が自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む主体的・対話的で深い学びを実現する指導法について、校内研究を進める。
- ・独話・対話・討論などの言語活動を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力を高めると共に、相互に高め合う指導を充実させる。
- ・東京都統一体力テストの結果を踏まえた一校一取組運動や、体力向上推進月間の取り組み、「立川スタンダード20(体育・保健体育編)」の活用を進め、学習の基盤としての体力の向上を図る。
- ・タブレットとロボットを活用したプログラミング体験を通して、児童の論理的思考力を身に付けさせるための
- ・ICT教育推進研究校として、タブレット等のICT機器の活用及び授業公開を積極的に行い、他校と情報交換を進めながら、ICTの効果的な活用方法を研究する。
- ・電子教科書等を活用し、学習への興味・関心を高めると共に理解の定着を図る。
- ・読書旬間を年間3回設定すると共に、柴崎学習館や柴崎図書館、中央図書館並びに、学校図書館支援指導員や市民ボランティア団体と連携し、読書活動の充実を図ると共に、読書意欲の向上を図る。

## イ 特別の教科 道徳(道徳)

- ・「特別の教科 道徳」の主旨にそって答えがひとつでない道徳課題を一人一人の児童が自分自身の問題として、向き合う「考える道徳」・「議論する道徳」の授業展開を行う。
- ・「特別の教科 道徳」の評価にあたっては、他の子どもとの比較ではなく、一人一人の成長を認め励ますための個人内評価として記述する。
- ・一定期間(各学期毎)における児童の行動より、道徳の内容項目の枠組みの中から顕著なものを取り上げ、子どもの変容や具体的な状況を捉えて評価する。
- ・道徳教育の全体計画並びに年間指導計画に基づき、道徳教育推進教師を中心として、教育活動全体を通じて道徳性を養う。
- ・サンキュレーター・人権ビデオ・人権教育プログラム等の活用や取り組みによって相手をやさしく思いやる心や生命尊重の心、公德心や規範意識を高める指導の充実を図る。
- ・道徳の時間においては、各教科等との関連を図りながら、文部科学省「私たちの道徳」や東京都道徳教育教材集を活用し、道徳的価値の自覚を深めると共に、道徳的実践力を育てる。
- ・道徳授業地区公開講座を工夫し、「議論する道徳」を保護者や地域に示し、教員と家庭や地域との連携をより一層深めながら、開かれた道徳教育の推進を図る。

## ウ 外国語活動

- ・英語専科配置モデル校としての成果をもとに、高学年では系統的な外国語(英語)の学習に取り組むことができるようにすると共に、中学年においては、外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高めることができるような指導を工夫する。
- ・A L Tや小中連携外国語活動による中学校外国語科教員と連携し、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すると共に、コミュニケーション能力の基礎を養う効果的な指導に取り組む。
- ・国際理解教育として日本の伝統や文化についての理解を深めると共に、多文化共生への理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚や進んで国際社会に貢献しようとする態度を養う。

## エ 総合的な学習の時間

- ・児童一人一人の興味や関心に応じた教科横断的・総合的な活動を通して、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けると共に、探求的な学習のよさを理解させる。
- ・実社会や実生活から課題を見付け、情報を収集し、整理・分類してまとめることができるようにする。
- ・総合的な学習の時間と外国語活動、各教科や「特別の教科 道徳」及び特別活動における学びの相互作用を高める学習や言語活動を工夫し、学びの質を高める。
- ・様々な人との交流、自然体験などの活動を通して、多様な生き方や感じ方を知り、自らの生き方を振り返ると共に、より良く生きようとする態度を育てる。
- ・第6学年「卒業論文発表会」では、各自が設定したテーマに基づき卒業論文を作成すると共に、その内容をプレゼンテーションすることができるようにする。
- ・全体計画及び年間指導計画、「卒業論文発表会」を頂点とする全学年・全教科領域等を統合した全体カリキュラムを作成し、学習内容並びに指導方法や指導体制、評価の計画を工夫する。

## オ 特別活動

- ・児童の自主的・実践的活動を促し、よりよい学級や学校づくりに向けた意識と行動力を育てる。
- ・児童会活動やクラブ活動などを通して個性の伸長を図るとともに連帯感を育て、学校や地域の一員としての自覚と責任感を高める。
- ・縦割り班によるゲーム集会や交流活動など、異学年活動を充実させ、互いの立場を認め合い、共に学び合い、思いやりをもって協力し合う態度を育てる

## (2) 特色ある教育活動

## ア 地域の特性を生かした教育活動の推進

- ・地域の歴史的遺物、伝統や文化、環境等を調べたり、地域の人々から直接的に学んだりする機会を設けるとともに、地域の行事に積極的に参加することを通して、地域への誇りと愛情を育てる。
- ・柴崎町全自治会及び各団体・立川市防災課・警察署・消防署等と協働し、防災ノート「東京防災」を活用した体験学習や救命救急講習(6年生)を取り入れた合同防災訓練を実施し、地域の防災力を高めるとともに児童に自らの命と安全を守る判断力や行動力を身に付けさせる。

## イ 交流活動の推進

- ・異学年集団編成による縦割り班活動や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習などをより一層充実させ、相互理解を深めるとともに、共に協力し、共に生きる態度を育てる。

## ウ 学級の結束と体力の向上を図る活動の推進

- ・年に2回の長縄大会や、東京都統一体力テスト(1学期)、短縄跳び(2学期)、持久走(3学期)に取り組み、年間を通して計画的に体力向上に努め、一校一取組運動による健康増進と体力増強を図る。

## エ 幼保小連携教育・小小連携教育・小中連携教育の充実

- ・児童の9年間の学びの連続性を確かなものにしていくため、各教科等の指導やボランティア活動、立川市民科、小中連携外国語活動などを通して立川第一中学校区が連携した教育活動の充実を図る。
- ・「就学前スタンダード」を参考に、生活科スタートプログラムの改善に取り組むと共に、近隣幼稚園、保育園との交流活動の充実を図る。

## オ オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」に基づき、心と体の健全な発達を促進し、豊かな国際感覚を身に付けさせる活動を計画的に実施する。
- ・「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の趣旨を基に障害者理解教育を充実させ、多様性を尊重し、ともに助け合い、支え合って生きていく力を身に付けさせる。

## カ 立川市民科の推進

- ・「立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする市民」の育成を目指し、立川市民科を教育課程に位置付け推進する。
- ・5年生による「多摩・武蔵野検定」の事前学習として、社会科副読本等を活用し、多摩地区の歴史や文化、地理などを復習する機会を設ける。

- ・4年生を中心に、姉妹市の長野県大町市立大町北小学校との交流活動を進め、郷土学習の成果を互いに交換できるようにする。

- ・地域やPTAとの協働により、日本漢字検定協会による漢字検定団体受検(準会場受検)を実施する。

#### キ その他

- ・第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブ活動では、主体的に考えて実践できるよう、児童を組織作りや運営に積極的に関わらせると共に、異学年の児童と協力したり、活動の成果を発表したりできるようにする。

- ・保護者や地域等に対して、学校教育への理解を深めるために、日頃の児童の様子や学校の教育活動について学校ホームページを定期的に更新し、積極的に紹介する。

- ・学校評議員をはじめ、保護者、地域諸団体の代表等による学校関係者評価を行い、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくり、教育の質の保証と向上を図る。

- ・当面する教育課題に対応するとともに、教員のスキルアップを目指す校内研修会を定期的に実施する。

- ・基礎的・基本的な知識・理解の向上を図るため、特に学習の定着が遅れている児童に対する補充的な学習の機会を工夫し、学力の向上を図る。

- ・食事や睡眠などの大切さについて、各家庭の理解と協力を得ながら、たくましく生きるための健康や体力を養う。

- ・教育力向上モデル校として取り組んできた成果を基に、幼稚園や保育園、中学校との系統性のある教育活動を工夫し、幼保小中の一貫した教育活動の充実に努める。

- ・OJT研修(「特訓道場」)を年間に30回程度実施し、教員相互が切磋琢磨する機会を充実させ、教員の授業力の向上を図る。

### (3)生活指導

児童の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応のために、保護者・子ども家庭支援センター・児童相談所・民生委員・児童委員等との連携を密にし、ネットワーク型の学校経営システムを生かした組織的かつ継続的な教育相談活動の充実を図る。また、必要に応じて関係者を集めたサポート会議・ケース会議を行い、対応方針や具体的な対策などについて協議する。

#### ア 基本的生活習慣

- ・生活目標の遵守・励行の指導を通して、基本的生活習慣の定着を図る。

- ・挨拶や適切な言葉遣い、時間の厳守、後片付けについての児童の意識を高めるとともに、実践力を身に付けさせる。

#### イ いじめ

- ・学校生活のきまりや社会のルールを尊重し、規範意識を育てると同時に、ふれあい月間、いじめ解消・暴力根絶月間の指導を通して相手を思いやる態度を育て、社会性の育成を図る。

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために学校・家庭・地域との連携や教職員の連携・協力をさらに進め、組織的・継続的な児童の状況把握と即時対応の徹底を図る。

- ・弁護士や法務局などと協働した「いじめ防止授業」及び「SOSの出し方に関する授業」を実施することにより、いじめの未然防止やヘルプスキルの習得に向けた指導を強化する。

## ウ 問題行動

- ・児童理解を深め、問題行動の早期発見・早期対応や児童虐待防止研修セットを活用し、未然防止に努める。
- ・学校サポートチーム・教育相談機能を十分に生かし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・立川学校支援員等の活用や教育相談・適応指導教室などの関係諸機関との連携を密に図りながら、組織的な取り組みを実施し、不登校等の解消を図る。
- ・学校、家庭、地域、関係諸機関の協力のもと、児童のストレスや心の病、家庭的な背景、正確傾向、衝動性等の背景を把握し、自殺予防に努める。

## エ 安全教育

- ・年度当初に学校危機管理マニュアルを用いた研修を行い、通常の安全確保策と共に緊急事態発生時の対応について、全教職員で共通理解を図る。
- ・食物アレルギー事故を防止するため、学校栄養士、調理員、養護教諭、給食担当教員の企画運営により、各学期の給食開始時にアレルギー事故防止研修を行う。
- ・年間指導計画に沿って「安全教育プログラム」を活用し、防災・安全教育の徹底を図る。
- ・警察や交通安全協会、PTAと連携した交通安全教室や、3年生児童を対象にした自転車教室を、年に5回程度実施する。
- ・地域と連携したセーフティ教室や「子ども110番」探検、地域安全マップの作成と活用などを行う。
- ・携帯電話やスマートフォン等の所持実態を把握すると共に、「SNS東京ノート」を活用しながら、専門家等の外部講師を招き、情報モラル教育の充実を図る。
- ・毎月の避難訓練と併せて、「3・11を忘れない」「地震と安全」「防災ノート『東京防災』」等の資料を効果的に活用し、学校と市民参加による合同防災訓練を実施する。

## オ 健康・体力

- ・学習の基盤となる健康・体力づくりについて、学校栄養士や養護教諭、学校医と連携しながら、食育教育を推進する。
- ・食事や睡眠が果たす役割について理解を図り、家庭との連携のもと、よりよい生活習慣の育成と生活リズムの定着を図る。
- ・主に高学年児童を対象に、立川市医師会や学校医と連携して薬物乱用防止教室を実施し、指導の徹底を図る。

## カ 特別支援教育

- ・子ども未来センターと連携し、就学相談、転学相談に関する情報共有を図ると共に、就学支援シートの活用を促し、児童のニーズに合った適切な支援体制を整えることができるようにする。
- ・特別支援教室キラリの運営にあたり、拠点校と巡回校の連絡会を設け、効率的かつ効果的な特別支援教育が実施できるようにする。
- ・通級学級担任並びに特別支援教育コーディネーター、特別支援教室キラリ教員と連携し、対象児童の学校生活支援シート(個別の教育支援計画)をはじめ個別指導計画や個別適応計画書の作成を進めると共に、学期毎に見直しを図り、児童の成長や課題に応じた適切な支援ができるようにする。
- ・通常の学級における合理的配慮の具体策や、介助員、支援員との連携体制の整備について、特別支援

教育コーディネーターを中心に校内委員会を随時開き、協議する。

(3) 進路指導

ア 立川市民科の活動としてキャリア教育の充実を図り、職場体験学習を通して地域で働く人に直接関わらせ、働く姿を見たり仕事を手伝ったりすることを通して、地域の願いや期待を理解させる。また、自分の生き方への夢や希望をもたせ、社会の中でよりよく生きていこうとする意欲をもたせる。

イ 保育園や幼稚園との連携を図ると共に、中学校と連携した地域交流活動を通して、児童が自らの成長を自覚し、自信を抱きながら進級や進学への希望を高めることができるようにする。